

4 介保課 第 5842 号  
令和 4 年 1 2 月 5 日

介護サービス事業所 各位

相模原市長 本村 賢太郎  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間について (通知)

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の介護保険行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、国から臨時的な取扱い(※)が示されていたところ、今般、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」(令和 4 年 1 0 月 1 4 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)において、今後の取扱いが示されました。

本市では、国の通知に基づき、臨時的な取扱いは、原則として有効期間満了日が令和 5 年 3 月 3 1 日までの被保険者を対象とし、令和 5 年 4 月 1 日以降に有効期間満了日を迎える被保険者は、通常どおりに更新認定を実施してまいりますので、よろしく願います。

なお、申請者数が多く、認定までに日数を要している状況から、今後もしもできる限り、担当事業所内において認定調査を実施していただきますよう、御協力をお願いいたします。

(※)臨時的な取扱い: 要介護認定の有効期間を 1 2 ヶ月までの範囲を合算できる取扱い。

以 上

介護保険課認定班  
電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 4 2

(厚生労働省通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598751.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601690.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001001661.pdf>